

(意見書案第 28 号)

2027年度介護保険制度「改正」に関する意見書

要介護者の尊厳を保持し、社会で支えることを目指す介護保険制度が導入され四半世紀が経過した。高齢化が加速し、2000年当時256万人の認定者の数が、2023年度には708万人と2.8倍となった。また、人口に占める65歳以上の高齢者割合は、当時17%から現在は29.3%となり2040年には約35%まで上昇すると推定されている。一方で、2023年度の介護職員数は前年より2.9万人減少し212.6万人となり、2025年度は国の介護保険事業計画に対し約32万人不足すると推計されている。

この間、介護に関わる職員の実質賃金は上昇せず大変厳しい状況にある。2024年度は訪問介護事業の基本報酬が引き下げられたことが大きな要因となり、介護事業所の倒産件数が前年より3割増え179件と過去最高となった。介護職員の基本報酬の引上げや、職場の環境整備について早急に改善することが求められる。現在、社会保障審議会では、2027年度介護保険制度改正に向けた議論が進められ、ケアマネジメント10割給付の見直しや、要介護1、2を「軽度者」と位置づけ直し生活支援を介護保険サービスから地域支援事業へ移行することが検討されている。しかし、これらは利用者負担の増加につながり、支援が必要な人の利用控えや、給付を受けることなく心身の状態が悪化し、かえって介護費や医療費の増加につながりかねない事態となること、介護保険料を納めているにもかかわらず必要なサービスを利用できない矛盾した状況になることが懸念される。

よって、政府においては、全ての高齢者が尊厳を保ち自立した生活を送るため、利用者にも事業者にも持続可能な制度となるよう、次の事項について、2027年度介護保険制度改正の内容に反映するよう強く要望する。

記

- 1 ケアマネジメント10割給付を維持すること。
- 2 在宅介護を支える訪問介護・通所介護の給付を充実すること。
- 3 利用者の原則1割負担を維持するとともに低所得者への対策を講じること。
- 4 訪問介護の基本報酬を引き上げること。
- 5 人材不足が危惧されるケアマネジャーとホームヘルパーを増やすため、実効性のある施策づくりを講じること。
- 6 介護保険財源の確保に向け、現在25%となっている国の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月16日

釧路市議会

厚生労働大臣 宛